

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

沖縄労働局
(P1)

沖縄総合事務局
(P3)

沖縄県
(P4)

法テラス沖縄
(P6)

沖縄弁護士会
(P7)

沖縄県社会保険
労務士会
(P8)

～紛争解決制度を利用したい方～

沖縄労働局
(P1)

沖縄総合事務局
(P3)

沖縄県労働委員会
(P5)

沖縄弁護士会
(P7)

沖縄県社会保険労
務士会 (P8)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

沖縄弁護士会
(P7)

簡易裁判所
(P9)

地方裁判所
(P9)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
沖縄労働局 （雇用環境・均等室）	●沖縄労働局 雇用環境・均等室 （住所）那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第2地方合同庁舎1号館3階） （電話）868-4380	総合相談コーナーにおける情報提供・相談	【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受付けております。
	○沖縄労働局総合労働相談コーナー （住所）那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第2地方合同庁舎1号館3階） （電話）868-6060		【費用】 無料。
	○那覇相談コーナー （住所）那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第2地方合同庁舎1号館2階） （電話）868-8008		【相談方法】 電話又は面談。予約不要。
	○沖縄相談コーナー （住所）沖縄市住吉 1-23-1（沖縄労働総合庁舎3階） （電話）982-1400	沖縄労働局長による助言・指導	【相談日時】 ●沖縄労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜 8:30～17:00 ●那覇・沖縄・名護・宮古・八重山相談コーナー 月曜～金曜 8:30～17:00 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
	○名護相談コーナー （住所）名護市字宮里 452-3（名護地方合同庁舎1階） （電話）0980-52-2691		【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、沖縄労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。
	○宮古相談コーナー （住所）平良市字下里 1016（平良地方合同庁舎1階） （電話）0980-72-2303 ○八重山相談コーナー （住所）石垣市字登野城 55-4（石垣地方合同庁舎2階） （電話）0980-82-2344 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密 厳守の解決援助サービス！	沖縄紛争調整委員会によるあっせん	【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
沖縄労働局 (雇用環境・均等室)	● 沖縄労働局 雇用環境・均等室 (住所) 那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎1号館3階) (電話) 868-4380 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の紛争解決援助サービス！	相 談	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けております。 【費用】 無料。 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
		沖縄労働局長による紛争解決の援助	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、沖縄労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。 【費用】 無料。
		調 停	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、沖縄労働局長から委任を受けた沖縄紛争調整委員会（弁護士、大学教授等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
沖縄総合事務局 運輸部・船舶船員課 （住所）那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第2 地方合同庁舎2号 館5階） （電話）098 - 866 - 1838 【特長】 簡易・迅速・無 料・秘密厳守の 紛争解決援助サ ービス！	沖縄総合事務局 運輸部・船舶船員課 （住所）那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第2 地方合同庁舎2号 館5階） （電話）098 - 866 - 1838 【特長】 簡易・迅速・無 料・秘密厳守の 紛争解決援助サ ービス！	相 談	【制度概要】 労働基準法（船員の労働関係について適用 される部分に限る）に係る相談
			【費用】 無料。
			【相談方法】 電話又は面談。予約不要。
			【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付け ていません。
	対 象 者 船員法第1条規定の 日本船舶又は日本船 舶以外の国土交通省 令で定める船舶に乗 り込む船長及び海員 並びに予備船員。	地方運輸局長が 指名するあっせん 員による解決 の援助	【制度概要】 船舶所有者及び船員の間に生じた労働関 係に関する民事上の個別労働紛争の解決に ついて、地方運輸局長が指名するあっせん員 が、紛争解決に向けてあっせんを実施しま す。 【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
沖縄県 (商工労働部・労働政策課・労政企画班)	沖縄県女性就業・労働相談センター (住所) 那覇市西 3-11-1 (電話) 0120 - 610 - 223 (フリーダイヤル) 【特長】 公正・中立な立場で労使双方からの相談を受け、紛争の予防・解決に向けた助言を行います。	情報提供 ・ 相談	【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について、専門相談員（社会保険労務士）が随時相談を受け付けています。
			【相談方法】 面談又は電話。
			【相談日時】 ○電話 月～土曜日（日、祝日、年末年始除く） 9:00～20:00 ○面談（要予約） 月～金曜日（日、祝日、年末年始除く） 9:00～17:00
			【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
沖縄県労働委員会	沖縄県労働委員会事務局 (住所) 那覇市泉崎 1-2-2 (県庁行政棟 2 階) (電話) 866 - 2551	個別労働関係紛争あっせん	【制度概要】 個々の労働者（正社員、パート社員、派遣社員など）と使用者との間で起きた、労働条件やその他の労働関係に関する紛争について、公益委員、労働者委員、使用者委員等のあっせん員が、当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、双方の歩み寄りによる解決のお手伝いをいたします。 あっせん員が当事者双方の意向を尊重し、懇切丁寧なあっせんを行い、労働関係の改善につながる解決をめざす点が他の機関と比べた場合の大きな特色です。 あっせん申請は、労働者個人、使用者のいずれからでもできます。 また、このあっせんは、特に簡易、迅速な手続きで行われ、おおむね 1 か月以内での早期解決をめざしています。 なお、相手方当事者があっせんに応じない場合、解決の見込みがない場合には、この手続きは終了となります。 ※ 労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の紛争については、労働委員会の労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）や不当労働行為救済申立ての制度を利用することができます。
	【特長】 公益の代表者 (公益委員)・労働者の代表者(労働者委員)・使用者の代表者(使用者委員)の三者構成という特色を活かした紛争解決援助の仕組み！		【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター 沖縄地方事務所（法テラス沖縄）	法テラス沖縄 （住所）那覇市楚辺 1－5 －17 （電話）050－3383－5533 【特長】 法律の専門家が労働問題等の様々な法律トラブルに対応！	情報提供	【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。 【費用】 無料（通話料は利用者負担）。 【利用方法】 電話又は来所。 【受付日時】 ●法テラス沖縄 平日 9:00～17:00 （土日・祝祭日・年末年始を除く） 【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。
		民事法律扶助	【サービス内容】 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行います。 【費用】 法律相談は無料。 弁護士費用等の立替えについては分割での返済が必要になります。 【利用方法】 ○事前の予約要（平日朝 9 時から電話予約開始） ○相談日 毎週水・金曜日 10:00～12:00 14:00～16:00 ＊電話での法律相談は行っていません。 【注意点】 <u>収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。</u> 弁護士費用等の立替えについては、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適することという条件に満たす必要があります。 行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる場合、利用できます。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
沖縄弁護士会	沖縄弁護士会 (住所) 那覇市松尾 2-2-26-6 号 (沖縄弁護士会館 2 階) (電話) 865-3737 ●法律相談 センター那覇 (住所) 那覇市松尾 2-2-26-6 号 (電話) 865-3737 ●法律相談セン ター沖縄支部 (住所) 沖縄市知花 6-6-5 山城店舗 102 号室 (電話) 098-934-5722 ●法律相談セン ター名護支部 (住所) 名護市宇茂佐 914 - 3 1 階 (電話) 0980 - 52 - 5559	法律相談	【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、クレジット・サラ金、商工ローン、刑事事件、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。 【費用】 一般相談料 30 分 5,000 円 (税抜) * 一定の資力に満たない方は無料相談 (相談援助: 民事法律扶助) をご利用頂けます。無料相談のご利用の可否については予約受付時に説明。 【相談日時】 ●法律相談センター那覇 月～金曜 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 夜間 毎週水曜 午後 6 時～午後 8 時 休日 第 2・4 日曜 午前 10 時～正午 ●法律相談センター沖縄支部 月・水曜 午後 1 時～午後 4 時 金曜 午前 10 時～正午 ●法律相談センター名護支部 月・木曜 午前 10 時～正午 午後 1 時～午後 5 時 <u>* 要電話予約</u> <u>* 土日、祝祭日除く</u>
	紛争解決センター		【特長】 ・法律の専門家である弁護士があっせん人となり、公平・中立な立場で紛争解決のお手伝いをします。 ・迅速な解決を目指します。 ・水曜日夜間、日曜日でも手続き実施可能。 ・申立時に手数料として 1 万円 (消費税別)、和解が成立した場合には別途手数料が掛かります。

労働・生活保護
無料相談

【サービス概要】

解雇・賃金未払い等の職場トラブル及び生活保護に関する相談（労働問題に関しては、労働者側のみ、生活保護に関しては、利用者側のみが無料相談の対象となります）。

【費用】

法律相談は、初回無料。

【利用方法】

電話 865-3737（沖縄弁護士会）での予約後、担当弁護士の事務所等で面談による相談。

【受付日時】

平日 9:00～12:00

13:00～17:00

（土日、祝祭日・年末年始を除く）

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
沖縄県社会保険労務士会	沖縄県社会保険労務士会 (住所) 那覇市松山 2-1-12 (合人社那覇松山ビル 6F) (電話) 863 - 4395	総合労働相談	【サービス内容】 労働時間、賃金、解雇、退職金、セクハラ、労災、健康保険、雇用保険など労働問題全般に関する疑問、相談に社会保険労務士がお答えします。
			【費用】 無料。
沖縄県社会保険労務士会	社労士会 労働紛争解決 センター沖縄 (住所) 那覇市松山 2-1-12 (合人社那覇松山ビル 6F) (電話) 863 - 4395	労働紛争解決センターによるあっせん	【利用方法・相談時間】 ●相談日時は電話、FAXにて予約 (予約受付時間： 平日 9:00～17:00) ●面談相談 毎月第1・第3土曜日 (14時～16時の間) * 祝日、1月2日～4日除く
			【制度概要】 主に、労働関係諸法令の専門家である国家資格の専門家・特定社会保険労務士（あっせん員）が、職場のトラブル（解雇、賃金問題等）の当事者（労働者・経営者）双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。 気軽に利用でき、迅速に解決でき、円満に解決でき、低廉に解決できる制度です。
	【特長】 労働関係諸法令の専門家としての強みを発揮！		【費用】 有料。 申立手数料 1,000 円（税別）

	問い合わせ先	利用できる制度
裁 判 所	●那覇地方裁判所 (住所) 那覇市樋川 1-14-1 (電話) 918-3323 (簡易裁判所) ●那覇簡易裁判所 (住所) 那覇市樋川 1-14-1 (電話) 918 - 3304 ●沖縄簡易裁判所 (住所) 沖縄市知花 6-7-7 (電話) 916 - 6267 ●名護簡易裁判所 (住所) 名護市字宮里 451-3 (電話) 0980-52-2642 ●平良簡易裁判所 (住所) 宮古島市平良字西里 345 (電話) 0980-72-2012 ●石垣簡易裁判所 (住所) 石垣市字登野城 55 (電話) 0980-82 - 3369	【各手続の概要】 ●民事調停手続（簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員 2 名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんし、弁護士や社会保険労務士等が調停委員となることもあるため、自分 1 人でも手続を行うことができます。詳しくは最寄りの簡易裁判所へお尋ねください。 ●少額訴訟手続（簡易裁判所） 原則として 1 回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60 万円以下の金銭の支払を求める場合にのみ利用することができます。 比較的単純な事案の解決に有用な手続であり、証拠等の事前の準備が必要になりますが、自分 1 人でも手続を行うことができます。詳しくは最寄りの簡易裁判所へお尋ねください。 ●労働審判手続（地方裁判所（支部ではできません。）） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員 2 名が労働審判委員会を構成し、原則として 3 回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため利用にあたっては、法律の専門家である弁護士に依頼することが望ましいでしょう。 ●民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。訴訟の途中で話し合いにより解決することもできます。請求する金額が 140 万円以下の場合は簡易裁判所、140 万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、法律の専門家である弁護士に依頼することが望ましいでしょう。
		【費用について】 上記制度のいずれも申立て手数料等が必要です。手数料の金額は、制度、請求金額によって異なります。
		【ご注意】 裁判所では、上記制度に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。<u>なお、労働相談、法律相談及び弁護士の紹介は行っておりません。</u>

